

議案第 4 2 号

丹葉地方教育事務協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定に基づき、丹葉地方教育事務協議会規約を変更したいので、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 6 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 8 2 号）の一部が改正され、教科用図書の採択については当該地区の市町村教育委員会の協議によって規約を定め設置する採択地区協議会において協議を行うこととされたこと等に伴い、この規約の一部を変更するため必要があるからである。

丹葉地方教育事務協議会規約の一部を変更する規約

丹葉地方教育事務協議会規約（昭和28年規約第11号）の一部を次のように変更する。

第4条第1項中「下に」を「次に」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項に規定する採択地区協議会の庶務に関する事務

第4条第2項中「下に」を「次に」に改める。

附 則

この規約は、平成27年7月7日から施行する。

丹葉地方教育事務協議会規約の一部変更新旧対照表

新	旧
<p>(協議会の担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、<u>次に掲げる事務</u>を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項に規定する採択地区協議会の庶務に関する事務</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 協議会は、<u>次に掲げる事務</u>の管理及び執行について連絡調整を図る。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(協議会の担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、<u>下に掲げる事務</u>を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>小学校及び中学校の教科用図書の採択に関する事務</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 協議会は、<u>下に掲げる事務</u>の管理及び執行について連絡調整を図る。</p> <p>(1)・(2) 略</p>